今一度確認を

災害時の避難場所・避難所の指定を見直しました。

―新版の一覧を配布―

問い合わせ　総務課☎㊾2119

平成30年7月豪雨を受け、市内避難場所・避難所の指定を見直しました。新版の「大竹市緊急避難場所・指定避難所一覧」（A3版水色）を今月号と一緒に配布しています。

今回の見直しで、第1次避難場所、第2次避難場所のほかに、大規模災害時のみ開設する第3次避難場所の区分を設けました。また、地域で管理する避難場所に「元町4丁目集会所」「御園台自治会館」「玖波8丁目集会所」を追加しました。

既存の施設も区分を変更したものがありますので、利用する施設の区分や対応する災害、開設されるタイミングを、今一度しっかり確認してください。

「自分の命は自分で守る」が基本です―

いざというとき、とっさの判断や行動で身を守るのは自分自身です。日頃からの備えや意識が自分の身を助けます。ハザードマップで危険箇所を確認し、避難場所や避難経路などを調べておきましょう。また、地域の防災訓練などに参加して実際に行動してみると、気付かなかった点が見えてくるかもしれません。

身に付けた知識を有効に生かせるよう、情報収集手段も複数確保しておきましょう。防災行政無線だけでは、状況によって聞こえにくいこともあります。テレビやラジオ、市登録メール、防災行政無線テレホンサービスなど、できる限りの手段を活用してください。

平成30年7月豪雨で斜面が崩落。御園1丁目地内の市道をふさいだ。

市の防災情報等メールに登録しましょう―

防災行政無線と同じ内容や市からのお知らせが登録メールに配信されます。

《登録手順》

①QRコードを読み取り、空メール（件名・本文不要）を送信。

②数分以内に、返信メールが届きますので、本文に記載されたアドレスをクリックして、登録ページへ。

③配信を希望する情報（防災情報・防犯情報・気象情報など）を選択し、「次へ」を押して登録内容を確認。

登録用QRコード

※コードの読み取りができない方は、下記宛に空メールを作成して送信してください。

bousai.otake-city@raiden.ktaiwork.jp

※お使いのスマホや携帯電話に、迷惑メール防止設定などがされていると、メールが届かない場合があります。「otake-city@raiden.ktaiwork.jp」からのメールを受信できるよう設定してから操作してください。

防災行政無線テレホンサービス

防災行政無線が聞き取れなかった場合、こちらの電話番号（無料）から内容を聞くことができます。

0120-590-131

災害時の食料品供給に協力

―栗本五十市商店と協定書締結―

災害発生時、応急対策に必要な食料品の調達や供給について、非常食や福祉施設避難者用の医療用食を保管している食品販売会社の㈱栗本五十市商店と、3月19日に協定を結びました。

調印後のあいさつで、代表取締役の栗本保男さんは、「東日本大震災のとき、糖尿病の高齢者に医療用の食品が届くのが遅く、命を落とした方がいます。大竹でそのようなことが起こらないよう、自社の一番強い部分で地元に還元していきたい」と、協力の意を表しました。

おおたけ。ごみ事情 No.10

ごみの持ち込みは、予約制です―

問い合わせ　環境整備課リサイクルセンター☎㊷5101

リサイクルセンターにごみを持ち込む場合は、予約が必要です。

予約がない場合は、持ち込まれても受け入れができません。

必ず前日までに申し込んでください。

予約方法など―

受付期間

○予約は平日のみで、土・日曜日や祝日・年末年始などは、受け付けできません。

○持ち込み希望日の1カ月前から前日までに予約をしてください。

※やむを得ず持ち込み日の前日までに予約ができなかった場合でも、予約枠に空きがあれば、当日でも、午後からの持ち込みの予約はできます。

受付時間　8時30分～17時

※昼時間（12時～13時）も、受け付けています。

受付電話

☎㊷5224（予約専用）

【受け付け時の確認事項】

○希望日・持ち込み時間

○氏名・住所・電話番号

※ごみを出す方、実際に持ち込む方（原則同居の家族）

○車両の種別（乗用車・軽トラック）

○ごみの種類・数量

○持ち込みの回数

持ち込みの制限など―

持込時間　平日の8時30分～12時・13時～16時

受入可能数　1日60件（台）

持込回数　1日1世帯につき2回または2台

※「紙資源の日」、「ビンの日」、「もやさないごみの日」の午前中は、場内が混雑し危険なため、持ち込むことができません。

その他　2トン以上のトラックや事業所名の入った車両での持ち込みはできません。

休日持ち込みもできます―

平日に持ち込みができない場合は、「休日持ち込み」を利用することができます。

実施日　奇数月の第3日曜日

受入可能数

1日110件（台）

持込時間

8時30分～12時・13時～15時

※その他は、平日に持ち込む場合と同様ですが、当日の予約はできません。

詳しくは、「大竹市ごみ収集カレンダー」をご覧ください。（市ホームページにも掲載しています）

水環境を守るため浄化槽の法定検査を―

問い合わせ　環境整備課☎㊾2154

浄化槽は、微生物を利用して、トイレの汚水などをきれいにし、川や海に流すための設備です。

浄化槽の機能を正常に保つため、管理（設置）者には、保守点検と清掃の実施、法定検査の受検など、適切に維持管理する義務があります。

きれいな水環境を守るため、浄化槽の保守点検と清掃を行い、必ず法定検査を受けましょう。

保守点検―

浄化槽を正常に機能させるための点検や調整など

清掃―

たまった汚泥の引き抜きや機器の洗浄など

法定検査―

保守点検および清掃の実施状況の確認や、浄化槽排水の水質検査など

※法定検査は、県が指定した機関が行います。

既設の浄化槽を更新する場合も補助対象に

公共下水道や集落排水処理施設の計画区域外の個人の専用住宅に、小型合併処理浄化槽を設置する場合に、予算の範囲内で補助金を交付する制度があります。

4月1日からは、設置者の維持管理に要する経費を軽減する観点から、これまでのくみ取り・単独処理浄化槽からの転換や新築の際の設置に加えて、既設の小型合併処理浄化槽を更新する場合も補助の対象となりました。詳しくは環境整備課へ。

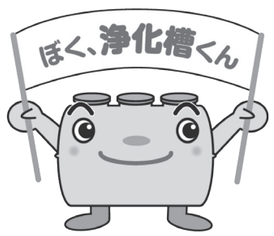

広島県浄化槽維持管理啓発事業キャラクター